

既存不適合機械等更新支援補助金事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、既存不適合機械等更新支援補助金（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく構造規格の改正時に設けられた経過措置により最新の構造規格の適用が猶予された既存の機械等であって最新の構造規格に適合しないもの（以下「既存不適合機械等」という。）を所有する者に対し、当該既存不適合機械等について、最新の構造規格に適合し、かつ、構造規格の基準を超える高水準の安全性を有する機械等に更新するための改修、買換等に要する経費の一部に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付することにより、最新の構造規格に適合し、かつ、構造規格の基準を超える高水準の安全衛生を有する機械等の普及を促進し、もって労働災害の防止に資することを目的とする。

第2 事業内容

既存不適合機械等を所有する者に対し、当該既存不適合機械等について、最新の構造規格に適合し、かつ、構造規格の基準を超える高水準の安全性を有する機械等に更新するための改修、買換等に要する経費の一部に対する間接補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 間接補助金の交付事業

1 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる者は、別表の第1欄に掲げる既存不適合機械等の所有者とし、補助事業者は、既存不適合機械等の更新に要する経費のうち、同表第2欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

2 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、次号から第4号までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営

むもの

- (3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (5) 労災保険に特別加入している個人事業者（労働者災害補償保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用が受けることとされた者）
- (6) その他厚生労働大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

3 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表の第4欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

4 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- (1) 広報・相談業務
 - ア 間接補助金の公募及び広報
 - イ 間接補助金に対する問合せ等への対応
- (2) 間接補助金審査等業務
 - ア 間接補助金の交付決定に関する審査基準の作成等及び審査委員会の設置運営
 - イ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
 - ウ 上記業務の付帯業務

5 交付規程の内容

交付要綱第18条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱に準じた事項及び実績報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

6 間接補助金の公募

- (1) 補助事業者は、別表の第5欄に定めるところにより、間接補助金の予定額をあらかじめ同表の第2欄のア及びイに規定する機械等（以下「対象機械等」という。）ごとに割り当てるものとする。
- (2) 補助事業者は、補助事業の実施期間内に、別表の第2欄のアに規定する機械等については概ね60日間、同イに規定する機械等については概ね30日間程度の公募を1回以上設けるものとする。
- (3) 補助事業者は、前記(1)の予定額に比し申請総額が著しく多額となった場合には、補助金の交付に係る予算の執行状況等を見極めた上で公募を中止することができることとし、この場合、補助事業者ホームページ等で周知することとする。
- なお、一の対象機械等に申請された間接補助金の申請総額が予定額を上回り、かつ、その他の対象機械等に申請された間接補助金の総額が予定額の概ね2分の1を下回るなどの不均衡を生じた場合、下回った範囲内の予算額は、予定額を上回った対象機械等に充てることができる。
- (4) 申請は、原則として申請者がウェブページから登録を行い、補助事業者から申請者のメールアドレスに送付する登録番号を付した上で、間接補助金交付申請書等を郵送する方法により行うこととする。
- (5) 少額の申請
- 補助事業者は、別表の第2欄のイに関する申請のうち、間接補助対象経費の合計が20万円を下回るものについては、受理しないものとする。ただし、規模が小さいために間接補助対象経費を下限額以上とすることができない申請者については、小売店を通して申請する方法を認める。この申請の方法に関する詳細な事項は、補助事業者が定める。
- (6) 申請の取下げ
- 申請後、交付決定前又は現に間接補助金を交付する前において、申請者から申請の取下げがあった場合には、補助事業者は速やかに事務処理を止め、交付決定を行っている場合にあっては、解除するものとする。

7 間接補助金の交付決定

- (1) 補助事業者は、間接補助金の交付決定を行うにあたり、以下の事項が確保されていることを確認する。
- ア 申請者が2(1)から(6)のいずれかに該当すること
- イ 申請者が、労災保険に加入し、かつ要件を満たす者については雇用保険及び社会保険等に加入しているとともに、次に掲げる事項をすべて満たすこと
- ① 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
- ただし、労働基準関係法令(※)違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い、「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
- ※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法

律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

② 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

③ 申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）ではなく、申請者の役員等が暴力団員（同法第2条第6号に定める暴力団員を言う。以下同じ。）ではなく、申請者の役員等が暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有したりしていないこと。

ウ 対象機械等が別表の第2欄のア又はイの基準に適合すること。

エ 対象機械等の数が、当該機械等を使用する作業に従事する者の数を超えないこと。

（2）間接補助金の交付決定

（1）の要件を満たす申請者から申請された間接補助金の申請総額が、公募期間ごとの間接補助金の予定額を上回った場合、補助事業者は、次に掲げる加点基準による加点の合計点の高い申請者から順に間接補助金の予定額に達するまで交付決定を行う。具体的な加点の配分は、補助事業者が厚生労働大臣の承認を得て定める。

ア 過負荷防止装置に対する間接補助金に関する加点基準

① 企業規模：労働者数が少ない企業を優先して加点する。

② クレーン等の能力：つり上げ容量が大きい過負荷防止装置を優先して加点する。

③ 追加安全措置：次に掲げる追加安全措置を多く装備しているものを優先して加点する。

- ・ 遠隔操作機能を有するもの（安全性が確保されているものに限る。）
- ・ 警報用三色灯を備えているもの

④ 過負荷防止装置の製造年月：新しいものを優先して加点する。

イ フルハーネス型墜落制止用器具に対する間接補助金に関する加点基準

① 主たる業務：高所作業の頻度が高い業務を優先して加点する。

② 企業規模：労働者数が少ない企業を優先して加点する。

③ 追加安全措置：別表の第2欄のイの①から⑥に掲げる追加安全措置を多く備えているものを優先して加点する。

④ 特例措置：令和元年度及び令和2年度の申請者であって、補助金交付決定の対象とならなかった者に加点する。

8 実績報告及び間接補助金の額の確定等

（1）実績報告及び精算払い請求

間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助者」という。）は、当該

決定に係る補助対象となる機械等を購入した後、補助事業者の実績報告及び精算払い請求を行わなければならない。ただし、フルハーネス型墜落制止用器具を購入する間接補助者は、令和4年1月1日までに納入及び間接補助者の支払が完了されたことを証明する書類により、補助事業者の実績報告及び精算払い請求を行わなければならない。

なお、実績報告書及び精算払い請求書に記載すべき事項、添付すべき証拠書類、報告等期日については、厚生労働大臣の承認を得て補助事業者が定める。

(2) 補助金の額の確定等

補助事業者は、実績報告を受けた場合には、審査の結果、その報告に係る間接補助対象経費が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、間接補助者に通知するものとする。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、間接補助金の額を確定した後、遅滞なく間接補助金を支払うものとする。

9 協議

補助事業者は、上記1から8に定める事項のほか、事務処理にあたって生じた疑義は、随時、厚生労働省労働基準局長と協議するものとする。

第4 不正の防止

1 交付決定の解除等

補助事業者は、間接補助者に下記の事実が認められた場合には、交付決定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 間接補助者が、間接補助金を既存不適合機械等の更新以外の用途又は更新に要する経費のうち間接補助対象経費以外に使用した場合
- (2) 間接補助者が、対象機械等を間接補助者以外の者に譲渡した場合
- (3) 間接補助者が、第3の1から7に規定する事項への違背のほか、不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合
- (4) 間接補助者が、暴力団排除の誓約事項に違反した場合
- (5) 間接補助者が、補助事業者又は大臣の指示に従わない場合

2 間接補助者からの返還額等の取扱

補助事業者は、上記1の解除を行った場合は、すでに当該解除に係る部分に関し間接補助金が交付されているときは、期限を附して当該間接補助金の返還を命ずるものとする。

3 秘密の保持

補助事業者は、本補助事業の実施に当たり知り得た個人又は申請者等の情報について適切に管理する体制を整え、その秘密を保持する。

4 暴力団排除に関する誓約

補助事業者は、間接補助者による暴力団排除に関する誓約事項について、間接補助金の交付前に確認しなければならない。

第5 財産の管理

- 1 補助事業者は事業開始後、速やかに間接補助事業者への間接補助金の支給簿を整備し、本事業において支給を行った間接補助事業者の氏名・支給金額等の支給に係る情報を管理するものとする。また、補助事業者に交代があった場合、当該支給簿は国に返還後、後任補助事業者に引き継ぐものとする。
- 2 補助事業者は、過年度の本事業において補助金の支給を行った間接補助事業者の氏名、対象機械等、支給額等に係る情報を記した支給簿を、国から受領し管理する。

第6 財産の処分

補助事業者は、過年度に補助金を受給した間接補助事業者より、財産処分に係る承認申請等があった場合には、承認等の所要の手続きを行うものとし、詳細は交付規程で定める。

第7 指導監督等

- 1 大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。
- 2 大臣は、第4の2に基づき、間接補助者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

第8 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

1 間接補助金の対象となる既存不適合機械等	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法	5 間接補助金の割合
<p>ア つり上げ荷重が3トン未満の移動式クレーンに装備される過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置（以下「過負荷防止装置」という。）であって、移動式クレーン構造規格（平成7年厚生労働省告示第135号）第27条の規定に適合しないもの</p> <p>イ 安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）</p>	<p>ア 既存の過負荷防止装置を次の基準の全てに適合する過負荷防止装置に更新するための改修、買換等に要する経費</p> <p>① 過負荷となった場合に警報を発し、かつ、停止する機能を有するもの</p> <p>② （一社）日本クレーン協会規格 JCAS2209-2018「積載型トラッククレーンの過負荷制限装置の基準」に適合するもの</p> <p>イ 既存の安全帯を次に掲げる基準のうち2項目以上に適合するフルハーネス型墜落制止用器具に更新するための改修、買換等に要する経費。</p> <p>① フルハーネス背面の2本のベルトがX字に交差している部分にD環が接続され、当該X字ベルトの下方の2本が股ベルトに腰骨の高さで直結されているもの（JIST8165の図3-A種a）に示す標準形号に適合するもの。いわゆる「背中X字腿V字型」)</p> <p>② 通常のランヤードに加え、追加のランヤード又は補助ロープを装備しているもの</p> <p>③ ロック装置付き巻取器をランヤードに備えているもの</p> <p>④ 墜落制止後の股ベルトの食い込みによる血管や神経の圧迫（サスペンショントラウマ）を防止するためのストラップを装備しているもの</p> <p>⑤ ワンタッチバックルを備えているもの</p> <p>⑥ 視認性を高めるためにフルハーネスに反射板等を備えているもの</p>	<p>ア 過負荷防止装置1機あたり100万円</p> <p>イ フルハーネス型墜落制止用器具1本あたり2万円</p>	<p>ア 第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。</p> <p>なお、複数の過負荷防止装置に係る申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は150万円を上限とする。</p> <p>イ 第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。</p> <p>なお、複数のフルハーネス型墜落制止用器具に係る申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は30万円を上限とする。</p>	<p>ア 第2欄アに係る間接補助金 約4割</p> <p>イ 第2欄イに係る間接補助金 約6割</p>